

（方向指示器）

第 281 条 方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 63 条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部の取扱いは、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」に定める基準を準用するものとする。

- 一 車両中心線上の前方及び後方 30 m の距離から指示部を見通すことができる位置に少なくとも左右 1 個ずつ取り付けられていること。
- 二 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100 m（原動機付自転車の両側面に備える方向指示器にあつては 30 m）の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直行する鉛直面への投影面積が 7 cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。
- 三 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。
- 四 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範 囲
イ ロに掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車の両側面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲
ロ 原動機付自転車（方向指示器を側面にのみ備えるものに限る。）の両側面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から原動機付自転車の前方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から原動機付自転車の後方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲

- 五 方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

- 2 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。
 - 一 方向指示器は、毎分60回以上120回の一定の周期で点滅するものであること。
 - 二 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあつては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない原動機付自転車に備える方向指示器にあつては、この限りでない。
 - 三 原動機付自転車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm（光源が8W以上のものにあつては、250mm）以上、後方に対して指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。
 - 四 方向指示器の指示部の中心は、地上2.3m以下となるように取り付けられていること。
 - 五 運転者が運転席において直接、かつ、容易に方向指示器（原動機付自転車の両側面に備えるものを除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
 - 六 方向指示器は、第1項に掲げた性能（方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項に掲げた性能のうち同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。ただし、原動機付自転車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- 3 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられている方向指示器と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられた方向指示器であつて、その機能を損なう損傷のないものは、前項各号基準に適合するものとする。